

令和6年度和歌山県 ICT 企業誘致促進業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

和歌山県では、安定した雇用機会の創出と地域経済産業の活性化のため、魅力のある企業の誘致に取り組んできた。その結果、ICT 企業の立地件数はコロナ禍を契機に過去最高を更新するなど高い成果が得られてきた。しかしながら、紀南地域の進出に関しては、IT 人材不足等が要因で、近年鈍化傾向にあることから、本業務は紀南地域を中心に IT 人材を安定して供給できる場づくり、関係者の交流を図ることで企業誘致の促進を図り、県内の均衡ある発展を目指すものである。

※ここでいう紀南地域とは、以下の市町村を指す。

有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

については、本事業の業務委託事業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

(1) 委託業務名

令和6年度和歌山県 ICT 企業誘致促進業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

金 3,800,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月21日(金)まで

(5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 委託業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

4 委託業者選定方法

- (1) 上記3に合致する者を選定するため、プロポーザル審査会を実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) 提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- (3) (2)で選定された者と契約を締結する。

5 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、法人もしくは複数の法人により構成される集団(以下「コンソーシアム」という。)で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する法人(以下「構成法人」という。)については、以下に掲げる要件を満たしているものとし、そのうちから代表者を定めるものとし、代表者が応募及び事業に必要な諸手続を行うこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

ること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

6 プロポーザル説明会(web)

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催するので参加申込書(様式4)を提出すること。
なお、当該説明会に出席しない事業者はプロポーザルに参加できない。

- (1) 開催日時:**令和6年7月24日(水)10:30から**
- (2) 開催方法:オンライン(ZOOMを利用)
※都合により、時間を変更することがある。
※参加 URL については、プロポーザル説明会参加申込者に対して、後日メールにて通知する。
- (3) 申込期限:**令和6年7月17日(水)17:00まで**
- (4) 申込方法: 郵送もしくはメール

7 質問票の提出

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票(様式6)を提出すること。

- (1) 提出期限:**令和6年7月24日(水)12:00まで**
- (2) 提出方法: 郵送もしくはメール

8 プロポーザル参加表の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、以下の書類を提出すること。

ア. 提出書類

(i) 法人の場合

- ① 参加表明書(様式5)
- ② 提案者の概要(様式1)
- ③ 誓約書(様式2)
- ④ 役員等に関する調書(様式3)
- ⑤ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)
- ⑥ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

- ⑦ 印鑑証明
- ⑧ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑨ 都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(ii)コンソーシアムの場合

以下の③から⑨については、コンソーシアムの代表者のものを提出するものとする。

- ① 参加表明書(様式5)
- ② 提案者の概要(様式1)
- ③ 誓約書(様式2)
- ④ 役員等に関する調書(様式3)
- ⑤ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)
- ⑥ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ⑦ 印鑑証明
- ⑧ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑨ 都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑩ コンソーシアムの構成について、構成員全員が締結した協定書の写し

イ. 提出書類の留意事項

- ① 正本1部を提出(郵送)すること。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格(業務種目大分類が「情報処理」又は「企画・広告・手配」)を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、上記ア(i)(ii)の③から⑨の提出書類を当該書類に代えることができる。

提出期限: **令和6年8月2日(金)17:00まで**

提出方法: 郵送

9 企画提案書について

- (1) プロポーザル参加事業者は、下記の内容にかかる「企画提案書(様式任意)」を作成の上、**7部郵送とあわせてデータを提出**すること。
※データの提出については、こちらから大容量ファイル送信チケットを送付するため、8月8日(木)12:00までに13に記載の連絡先まで電話にて一報すること。

(ア)別添仕様書をもとに提案すること。

(イ)企画提案書には、下記の内容を必ず盛り込むこと。

- ① 紀南地域住民に対するITリテラシー向上事業の実施にかかる企画提案
- ② 交流会を含むファムツアーの実施にかかる企画提案
- ③ 類似事業にかかる実績(コンソーシアムの場合、構成員の実績でも可)
- ④ 実施体制(本事業にかかる人員構成、スケジュール等)

また、業務内容に当たっては、「わかやま×ict」<https://ritti.pref.wakayama.jp/ict/>

を参考とすること。

(ウ)企画提案書は、日本工業規格 A4又は A3(A3サイズは折り込み添付)とし、オールカラーで作成すること。

(2) 見積書及び積算内訳(様式任意 ※少なくとも次の①～③を明記すること)(1部)

① 受注者の事務経費(項目毎)

② あて先「和歌山県知事 岸本 周平」

③ 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※ 見積額が上記2(3)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(3) 企画提案書・見積書提出期限:令和6年8月8日(木)17:00まで

10 プロポーザル審査会の実施

開催日:令和6年8月21日(水)(予定)

※時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出事業者に対し別途通知する。

11 審査方法

(1) 企画案の審査は、別途設置する審査会において行う。

(2) 審査員毎に採点の高い提案から順に順位点をつけ、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高かった者を委託候補者とする。

(3) プロポーザルの審査結果については、書面により速やかに参加者全員に通知する。

12 その他特記事項

(1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、当方との協議のうえ委託費の範囲内で変更する場合がある。

(5) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(6) 業務上発生する未確認事項については、別途県企業立地課と協議すること。

13 各関係書類提出場所

担当課:和歌山県商工労働部 企業政策局 企業立地課 新産業立地班(県庁本館2階)

担 当:若山

住 所:〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電 話:073-441-2748

E-mail:e0622001@pref.wakayama.lg.jp

14 スケジュール 再掲

(1) プロポーザル説明会及び参加申込期限

【説明会日時】令和6年7月24日(水)10:30から

【場 所】オンライン(ZOOM)

【申 込 期 限】令和6年7月17日(水)17:00まで

- (2) 質問票
【提出期限】令和6年7月24日(水)12:00まで
- (3) プロポーザル参加表明書及び参加対象資格に係る書類
【提出期限】令和6年8月2日(金)17:00まで
- (4) プロポーザル提案書、見積書
【提出期限】令和6年8月8日(木)17:00まで
- (5) プロポーザル審査会
【開催日】令和6年8月21日(水)(予定)
- (6) 決定通知
【決定通知】プロポーザル審査会后1週間程度(予定)